

令和6年度大館市障害者支援施設等物価高騰対策事業（訪問・相談系）費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、物価高騰に伴い光熱水費等（施設の光熱水費、給湯等に係る灯油・重油購入費、車両燃料費をいう。以下同じ。）の負担が増加している障害者支援施設等に対し、安定的な障害福祉サービスの提供を維持するための緊急的な支援として、光熱水費等の一部を予算の範囲内において補助する大館市障害者支援施設等物価高騰対策事業（訪問・相談系）費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、大館市補助金等の適正に関する規則（昭和62年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象施設）

第2条 補助金の交付対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、申請日時点で市内において障害福祉サービス等事業所の指定を受けて運営を継続している次の施設とする。

施設区分	サービス種別
訪問・相談系	居宅介護
	重度訪問介護
	同行援護
	行動援護
	就労定着支援
	自立生活援助
	計画相談支援
	地域移行支援
	地域定着支援
	居宅訪問型児童発達支援
	保育所等訪問支援
	障害児相談支援
	備 考 市が設置する障害者支援施設等（指定管理の施設を除く。）は補助対象外とする。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、次の基準額とする。

施設区分	基 準 額
訪問・相談系	1事業所当たり 100,000 円
備 考 1 新規開始、休止又は廃止により、令和6年4月から令和7年3月までにおける運営期間が11か月以下となる場合は、上記の基準額に運営月数（月の半分以上の日数を運営している月は運営月数に含める）を乗じて12で除した額を基準額とする。なお、新型コロナウイルス感染症患者等の発生により、保健所等の指示や助言等に基づき、施設等を臨時休業した場合等については、上記の施設等の休止には含まないこととする。また、基準額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てることとする。	

- 2 同一住所地の事業所で複数の訪問・相談系サービス種別を行っている場合は、1事業所とカウントする。
- 3 共生型事業所は、別に市が実施する介護保険施設等物価高騰対策事業への申請とする。

（交付の申請等）

- 第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象施設を運営する事業者（以下「申請者」という。）は、令和7年3月3日までに、令和6年度大館市障害者支援施設等物価高騰対策事業（訪問・相談系）費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する申請書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。
 - （1） 施設別申請額一覧（様式第2号）
 - （2） 施設別個票（様式第3号）
 - 3 第1項の交付申請は、実績報告を兼ねるものとする。
 - 4 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。
 - （1） 大館市暴力団排除条例（平成23年条例第34号）に規定する暴力団又は暴力団員等が運営に関与している施設
 - （2） 申請日時時点で、令和7年3月31日以前に休止又は廃止を予定している施設

（交付の決定及び額の確定）

- 第5条 市長は、前条第1項の規定による申請及び実績報告があったときは、その内容を審査の上、補助金交付の可否及び補助金の額を決定し、補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。ただし、当該申請の内容に疑義がある場合には、市から当該申請者に連絡し、必要な資料の提出又は説明を求めるものとする。

（交付の条件）

- 第6条 補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。
- （1） 補助金の交付に係る証拠書類等については、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。
 - （2） 補助金の交付対象となった施設が、令和7年3月31日までに予期しない事由により廃止、休止等により事業活動を停止した場合は、その旨を市長に報告するとともに、第3条の規定に基づき基準額を算出し、過支給額を返還しなければならない。ただし、あらかじめ相当額を差し引いて交付された場合は除くものとする。
 - （3） 補助金の交付の対象となった経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。
 - （4） 補助金を光熱水費等以外に使用してはならない。
 - （5） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。
- 2 前項に掲げるもののほか、市長は必要に応じ補助金の交付に当たって条件を付することができる。

（補助金の交付等）

- 第7条 第5条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が補助金の交付を受けようとするときは、市長に補助金の請求をしなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

- 第8条 市長は、補助事業者が規則又はこの要綱の規定に違反したときは、補助金の交付の決定の

全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金がある場合は、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第9条 補助事業者は、補助金の交付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、市長の決裁のあった日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条第1項第1号及び第8条の規定については、同日以後もなおその効力を有する。